

発議第 1 号

外国人技能実習制度の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 27 年 6 月 10 日

提 出 者

八雲町議会議員 牧 野 仁

賛 成 者

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 斎 藤 實

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 岡 島 敬

八雲町議会議員 掛 村 和 男

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

外国人技能実習制度の拡充を求める意見書

現在、外国人技能実習制度は、我が国で培われた技術・技能・知識を、技能実習生を通じて諸外国に移転し、その国の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としたものであり、また、この制度を活用することにより、従業員と技能実習生を効率的に組み合わせ、生産活動と実習活動を一体的に行うことで、地域経済と国際交流の活性化を同時に進展させている側面もある。北海道内ではおおよそ5,000人程度の外国人技能実習生が技能等の習得に励んでおり、八雲町の水産加工業においても積極的な制度の導入が図られている。このような中、国は、管理監督体制の強化を前提とした技能実習制度の拡充を内容とした見直しを検討しており、平成27年度中に新制度への移行を目指している。

こうした制度拡充に向けた国の方針は歓迎するところではあるが、八雲町の水産加工業を含め、地方の実習生受入団体は常勤職員の雇用がままならないのが現状であり、常勤職員数による実習生受入枠を撤廃し、受入団体の希望する実習生を確保できるようにすることにより、更なる地域経済の活性化が図られ、ひいては地方創生にもつながるのではないかという要望・意見が寄せられている。

よって国においては、こうした地域の声に真摯に耳を傾け、地域経済の活性化や地方創生に寄与するべく、なお一層の技能実習制度の拡充が図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月10日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

